

施工条件の明示

工事名：八日市場第2配水池配水管修繕工事

明示項目	明示事項
工程関係	<ul style="list-style-type: none">・本工事は、全工種とも昼間施工である。・作業時間は平日の午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日は休工日とする。
材料関係	<ul style="list-style-type: none">・フランジ補強金具φ400mmを使用し、修繕するもとする。 (フランジ補強金具は、大成機工株式会社製TK-06F及びコスモ工機株式会社製HKF2と同等品とする。)
施工関係	<ul style="list-style-type: none">・本修繕工事は、高架水槽からの配水管修繕のため不断水にて施工するものとし、特殊な工法のため経験豊富な技術者にて施工すること。・フランジボルトナット交換の際は、漏水の発生が懸念されるためフランジ部の補強工具等を設置してから交換すること。
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none">・水道工事標準仕様書ならびに関係法令を遵守し施行すること。・標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置すること。
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none">・発生する撤去材等の処理については、別添「特記仕様書」に基づき適切に処理すること。
工事支障物等	<ul style="list-style-type: none">・近接する構築物に十分注意して施工するものとし、毀損・破損等した場合は原形に復旧すること。
排水工(濁水処理を含む)関係	<ul style="list-style-type: none">・なし
その他	<ul style="list-style-type: none">・なし

特記仕様書

2-2

第1条 (適用範囲)

- この特記仕様書は、八匝水道企業団工事標準仕様書でいう特記仕様書で、配水管の修繕工事を請負により施工する工事に適用する。
- この工事の施工にあたっての一般的事項は、八匝水道企業団工事標準仕様書及び関係法令によるものとする。

第2条 (工期)

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から60日間（令和 年 月 日限り）とする。なお、休日等には土曜日・日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

第3条 (施工時期)

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	○
夜間作業	—
昼夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 (建設副産物の処分)

指定処分 (A)

1. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材 m^3 は、
管内想定片道運搬距離6.5kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。
なお、工事発注後事情により上記の指定処分先により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 建設廃棄物

(1) 本工事により発生するアスコン塊 m^3 は、
管内想定片道運搬距離6.5kmの に運搬し処理するものとする。

- (2) 本工事により発生するコンクリート塊
管内想定片道運搬距離6.5kmの m^3 は、
に運搬し処理するものとする。
- (3) 本工事により発生する建設発生木材（　　）
管内想定片道運搬距離　kmの　　）は、
に運搬し処理するものとする。
- (4) 本工事により発生する建設汚泥（　　）
管内想定片道運搬距離　km以内の　　）は、
に運搬し処理するものとする。
- (5) 本工事により発生する撤去材（フランジボルトナット等）は、スクラップ工場
に運搬し処理するものとする。
- (6) 本工事の舗装切断作業時に発生する汚泥・廃アルカリ混合物　kgは
に運搬し、処理するものとする。
- (7) なお、上記（1）から（6）において工事発注後、事情により上記の指定処
分先により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 指定処分（B）

（1） 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は　　片道運搬距離2.5km想定で処分場
へ搬出するものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第5 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を甲が指定した場所で行い個人情報が記録された資料等を当該場所以外に持ち出してはならない。

(事務従事者への周知及び監督)

第6 乙は、その事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。また、乙は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査、指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を行うために取り扱う個人情報の取扱いの態様について隨時調査し、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を行う上で、個人情報の漏えい等、個人情報の保護の上で問題となる事案が発生した場合には、その取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等必要な事項を公表することができる。

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

ワンデーレスponsに係る特記仕様書

1 この工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。

「ワンデーレスpons」とは受注者からの質問、協議への回答は基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。